

京都市告示第236号

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

平成30年8月1日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

祇園新橋景観づくり協議会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成29年5月26日 第協010号

3 地域景観づくり協議地区の名称

祇園新橋景観づくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市東山区元吉町，末吉町の一部，橋本町の一部，清本町の一部

5 景観の保全及び創出の方針の概要

祇園新橋の文化の継承，地域の協働での取組，魅力ある空間づくりを通じて，祇園新橋の価値を受け継ぎ，さらに高めて後世に伝えていく。

(景観づくりの将来像と目標)

- (1) 祇園新橋の文化の共有と継承
- (2) 伝統的な建造物の維持、保全
- (3) 品格ある建物の表構え
- (4) 祇園新橋の風情を味わう空間づくり

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成30年8月1日から（ただし，土曜日，日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く）

(都市計画局都市景観部景観政策課)